

目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴う関係条例の整理に関する条例……………	3
議案甲第 3 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	1 3
議案甲第 4 号	多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	1 5
議案甲第 5 号	多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	1 7
議案甲第 6 号	多久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例……………	2 0
議案甲第 7 号	多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	2 1
議案甲第 8 号	多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………	2 4
議案甲第 9 号	多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	2 6
議案甲第 1 0 号	多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例……………	2 7

議案甲第 1 1 号	多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に 関する条例の一部を改正する条例……………	2 9
議案甲第 1 2 号	市道路線の廃止について……………	3 3
議案甲第 1 3 号	市道路線の認定について……………	3 5
議案乙第 2 号	令和 5 年度多久市一般会計予算……………	別冊
議案乙第 3 号	令和 5 年度多久市給与管理・物品調達特別会計予算…	別冊
議案乙第 4 号	令和 5 年度多久市土地区画整理事業特別会計予算……	別冊
議案乙第 5 号	令和 5 年度多久市宅地造成事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第 6 号	令和 5 年度多久市国民健康保険事業特別会計予算……	別冊
議案乙第 7 号	令和 5 年度多久市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案乙第 8 号	令和 5 年度多久市病院事業会計予算……………	別冊
議案乙第 9 号	令和 5 年度多久市下水道事業会計予算……………	別冊
議案乙第 1 0 号	令和 4 年度多久市一般会計補正予算（第 1 1 号）……	別冊

議案乙第 1 1 号	令和 4 年度多久市給与管理・物品調達特別会計 補正予算（第 2 号）……………別冊
議案乙第 1 2 号	令和 4 年度多久市土地区画整理事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………別冊
議案乙第 1 3 号	令和 4 年度多久市公共下水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………別冊
議案乙第 1 4 号	令和 4 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 5 号）……………別冊
議案乙第 1 5 号	令和 4 年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）……………別冊
議案乙第 1 6 号	令和 4 年度多久市病院事業会計補正予算（第 4 号）…別冊
報告第 2 号	専決処分の報告について…………… 3 7

議案甲第1号

多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

多久市個人番号の利用等に関する条例（平成27年多久市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護事務」という。)
------	--

別表第2の1 市長の項中「就労自立給付金の支給」の次に「及び外国人生活保護事務」を加え、同表に次のように加える。

4 市長	外国人生活保護事務	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、子どもの医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報
------	-----------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

個人番号の利用に係る事務に生活保護法に準じて行う外国人生活保護事務を規定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第2号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴う関係条例
の整理に関する条例

（多久市自家用有償バス条例の一部改正）

第1条 多久市自家用有償バス条例（平成17年多久市条例第18号）の一部
を次のように改正する。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。

別表第3に備考として次のように加える。

備考 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。

（多久市公民館施設使用条例の一部改正）

第2条 多久市公民館施設使用条例（昭和55年多久市条例第14号）の一部
を次のように改正する。

第3条第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第2号中「き損」を「毀
損」に改め、同条第3号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第8条中「き損」を「毀損」に改める。

別表（中央公民館）の表備考2中「10円未満」を「1円未満」に改め、
同表備考3中「加算する」を「加算することとし、次に掲げる使用料の額は、
消費税額及び地方消費税額を含む額とする」に改める。

別表（地区公民館）の表備考2中「10円未満」を「1円未満」に改め、
同表備考3中「加算する」を「加算することとし、次に掲げる使用料の額は、
消費税額及び地方消費税額を含む額とする」に改める。

(多久市東原庫舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多久市東原庫舎の設置及び管理に関する条例(平成3年多久市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「みだし」を「乱し」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第12条中「き損」を「毀損」に改める。

別表備考中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(多久市体育施設条例の一部改正)

第4条 多久市体育施設条例(平成28年多久市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(多久市グリーンパーク条例の一部改正)

第5条 多久市グリーンパーク条例(令和4年多久市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例(平成12年多久市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、同条第1号中「みだし」を「乱し」に改め、同条第2号中「棄損」を「毀損」に改め、同条第3号中

「もっぱら」を「専ら」に改める。

第6条中「棄損」を「毀損」に改める。

別表備考中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(多久市社会福社会館条例の一部改正)

第7条 多久市社会福社会館条例（平成17年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同項第2号中「き損」を「毀損」に改め、同項第3号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第13条中「き損」を「毀損」に改める。

別表備考中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第8条 多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第19条関係）

種別	取扱区分	単位	金額
ごみ処理手数料	定期収集運搬処分 (可燃ごみ)	可燃ごみ袋(大)(1袋当たり)	40円
		可燃ごみ袋(中)(1袋当たり)	30円
		可燃ごみ袋(小)(1袋当たり)	15円
	定期収集運搬処分 (不燃ごみ)	不燃ごみ袋(大)(1袋当たり)	30円
		不燃ごみ袋(小)(1袋当たり)	15円
	定期収集運搬処分 (資源物)	リサイクル袋(大)(1袋当たり)	30円
		リサイクル袋(小)(1袋当たり)	15円
	定期収集運搬処分	1個当たり	300円の範

(粗大ごみ)		圏内で市長が別に定める額 (証紙による支払とし1枚当たり30円)
自己搬入による処分	100キログラムまで	400円
(家庭系廃棄物)	100キログラムを超え150キログラムまで	450円
	150キログラムを超える部分について50キログラムにつき(50キログラム未満は50キログラムとする)	150円
	粗大ごみ解体手数料(タンス、ベッド等可燃物)	1個当たり 700円
自己搬入による処分	100キログラムまで	770円
(事業系一般廃棄物)	100キログラムを超え150キログラムまで	990円
	150キログラムを超える部分について50キログラムにつき(50キログラム未満は50キログラムとする)	500円
一般廃棄物処理業者	100キログラムまで	770円
搬入による処分	100キログラムを超え150キログラムまで	990円
	150キログラムを超える部分について50キログラムにつき(50キログラム未満は50キログラムとする)	500円

		ムとする)	
し尿処理手数料	収集及び処分	18リットルごとに(18リットル未満は18リットルとして計算)	186円
犬、猫等の死体処理手数料	収集及び処分	1体につき	400円

備考1 手数料(し尿処理手数料を除く。)の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。

2 し尿処理手数料の額は、上の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(多久市ワーキングサポートセンター条例の一部改正)

第9条 多久市ワーキングサポートセンター条例(平成28年多久市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考4及び別表第2備考3中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(多久市駐車場条例の一部改正)

第10条 多久市駐車場条例(昭和44年多久市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「つねに」を「常に」に改める。

第12条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

別表備考に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(多久市まちづくり交流センター条例の一部改正)

第11条 多久市まちづくり交流センター条例(平成26年多久市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「10円未満」を「1円未満」に改め、同表備考3中「加算する」を「加算することとし、次に掲げる使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする」に改める。

別表第2備考1中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考3中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(多久市納所交流センター設置条例の一部改正)

第12条 多久市納所交流センター設置条例(平成26年多久市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「10円未満」を「1円未満」に改め、同表備考3中「加算する」を「加算することとし、次に掲げる使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする」に改める。

別表第2備考1及び備考4中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(多久市西溪公園寒鶯亭設置条例の一部改正)

第13条 多久市西溪公園寒鶯亭設置条例(平成4年多久市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「みだし」を「乱し」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第11条中「き損」を「毀損」に改める。

別表備考1中「10円未満」を「1円未満」に改め、同表備考2中「加算する」を「加算することとし、次に掲げる使用料の額は、消費税額及び地方

消費税額を含む額とする」に改める。

(多久市道路占用料条例の一部改正)

第14条 多久市道路占用料条例(昭和35年多久市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 3 この表により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 4 占用料のうち占用の期間が1月未満のものについては、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(多久市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の一部改正)

第15条 多久市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例(平成24年多久市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

- 5 占用料のうち占用の期間が1月未満のものについては、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2備考に次のように加える。

- 3 採取料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(多久市法定外公共物管理条例の一部改正)

第16条 多久市法定外公共物管理条例(平成15年多久市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「たい積」を「堆積」に改める。

別表第1備考に次のように加える。

6 この表により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

7 占用料のうち占用の期間が1月未満のものについては、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2備考に次のように加える。

5 占用料のうち占用の期間が1月未満のものについては、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第3備考に次のように加える。

3 採取料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(多久ステーション南ハイツ駐車場条例の一部改正)

第17条 多久ステーション南ハイツ駐車場条例（平成18年多久市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(駐車場の使用料)

第6条 駐車場の使用料は、月額1,500円に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 特別使用許可に係る駐車場の使用料は、月額3,000円に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 新たに駐車区画を使用した場合又は駐車区画を返還した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

第11条第5号及び第13条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

（多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第18条 多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例（昭和41年多久市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の表備考に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表備考1に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴い、適格請求書等保存方式に対応した請求書及び領収書等を発行するため、条例の一部を改正する必

要がある。

議案甲第3号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.25」を「100分の10.02」に改める。

第4条中「24,800円」を「25,400円」に改める。

第7条中「6,700円」を「7,100円」に改める。

第7条の2第1号中「7,300円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,650円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,475円」を「5,700円」に改める。

第8条中「100分の2.08」を「100分の2.11」に改める。

第9条中「8,800円」を「9,200円」に改める。

第9条の2中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第21条第1号ア中「17,360円」を「17,780円」に改め、同号ウ中「4,690円」を「4,970円」に改め、同号エ(ア)中「5,110円」を「5,320円」に改め、同号エ(イ)中「2,555円」を「2,660円」に改め、同号エ(ウ)中「3,833円」を「3,990円」に改め、同号オ中「6,160円」を「6,440円」に改め、同号カ中「2,940円」を「3,080円」に改め、同条第2号ア中「12,400円」を「12,700円」に改め、同号ウ中「3,350円」を「3,550円」に改め、同号エ(ア)中「3,650円」を「3,800円」に改め、同号エ(イ)中「1,825円」を「1,900円」に改め、同号エ(ウ)中「2,738円」を「2,850円」に改め、同号オ中「4,400円」を「4,600円」に改め、同号カ中「2,100円」を「2,200円」に改め、同条3号ア中「4,960円」を「5,080円」に改め、同号ウ中「1,340円」を「1,420

円」に改め、同号エ(ア)中「1, 460円」を「1, 520円」に改め、同号エ(イ)中「730円」を「760円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 095円」を「1, 140円」に改め、同号オ中「1, 760円」を「1, 840円」に改め、同号カ中「840円」を「880円」に改める。

第21条の3第1号ア中「3, 720円」を「3, 810円」に改め、同号イ中「6, 200円」を「6, 350円」に改め、同号ウ中「9, 920円」を「10, 160円」に改め、同号エ中「12, 400円」を「12, 700円」に改め、同条第2号ア中「1, 005円」を「1, 065円」に改め、同号イ中「1, 675円」を「1, 775円」に改め、同号ウ中「2, 680円」を「2, 840円」に改め、同号エ中「3, 350円」を「3, 550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市国民健康保険税を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第4号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書並びに同項第1号及び第2号中「第1項」を削り、同項第3号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「第1項」を削り、同条第3項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第8条並びに第13条第4項第3号ア及びイ中「第1項」を削る。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第1項」を削る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項」を「同条」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項」を「同条」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改め

る。

第37条第2項及び第39条第2項中「第1項」を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項及び第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「対象となる法第19条第1項第1号」を「対象となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項」を「同条」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

こども家庭庁設置法等の施行及び民法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第5号

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項について計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行うなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に

把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年

3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第6号

多久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

多久市子ども・子育て会議条例（平成25年多久市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第72条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第7号

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 8 号

多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 58 年多久市条例
第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 重度知的障害者

障害程度が療育手帳（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚
生省次官通知「療育手帳制度について」によるものをいう。）に記載さ
れた障害の程度が「A」に該当する者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条
例の規定は、施行の日以後新たに受給資格の登録を受けようとする対象者に
ついて適用し、同日前に受給資格の登録を受けた対象者については、なお従
前の例による。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第9号

多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険条例（昭和34年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第10号

多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴う
関係条例の整理に関する条例

(多久市ワーキングサポートセンター条例の一部改正)

第1条 多久市ワーキングサポートセンター条例（平成28年多久市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1088番地2」を「5738番地」に改める。

(多久市駐車場条例の一部改正)

第2条 多久市駐車場条例（昭和44年多久市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の表多久駅南駐車場の項中「1046番地48」を「5780番地」に改め、同表多久駅北駐車場の項中「1015番地2」を「5755番地」に改める。

(多久市まちづくり交流センター条例の一部改正)

第3条 多久市まちづくり交流センター条例（平成26年多久市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1016番地2」を「5769番地」に改める。

(多久市立普通公園条例の一部改正)

第4条 多久市立普通公園条例（平成25年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 多久駅南公園の項中「1016番地1」を「5781番地」に改め、同表に次のように加える。

梅木公園	多久市北多久町大字小侍5862番地
------	-------------------

(多久ステーション南ハイツ駐車場条例の一部改正)

第5条 多久ステーション南ハイツ駐車場条例（平成18年多久市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	位置
多久ステーション南ハイツ駐車場	多久市北多久町大字小侍5778番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業の換地処分の公告が行われ、事業区域内における土地の地番が確定したことに伴い、公共施設の地番を変更し、同事業で整備した公園について規定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 1 1 号

多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2 年多久市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「指定された者」の次に「及びドローン隊に従事するよう指定された者」を加え、「5, 0 0 0 円」を「6, 0 0 0 円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 1 3 条関係）

区分	報酬の額		費用弁償					
			鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	交通費 (滞在1日につ き)
団長	年 額	134,500 円	運賃 及び 等級 を区	運賃 及び 等級 を区	実 費	2,600 円	13,100 円	東京都特別区内及 び指定都市（九州 内の指定都市を除 く。） 1,800円
副団長	年 額	89,500 円	分し てあ	分し てあ				上欄及び県内を除 く地 900円
分団長	年 額	74,500 円	る路 線は	る船 舶は	2,200 円	10,900 円	東京都特別区内及 び指定都市（九州 内の指定都市を除 く。） 1,600円	
副分団 長	年 額	64,500 円	上級 の運	上級 の運				
部長	年 額	49,500 円	賃	賃				上欄及び県内を除

内で日当を支給する。ただし、機能別団員には支給しない。

を

出動報酬	災害出動日額 8,000円 行方不明者捜索日額 8,000円
日額旅費	多久市職員の旅費に関する条例（昭和63年多久市条例第20号）第24条の日額旅費を準用する。
備考	1 出動報酬は、活動時間が4時間に満たない場合は4,000円とする。 2 公用車使用の場合は、交通費は支給しない。 3 訓練、警戒等のために出動した場合は、予算の定める範囲内で日当を支給する。ただし、機能別団員には支給しない。

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下「改正後の消防団員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の消防団員条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の消防団員条例の規定による報酬の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

消防団員の定数並びに報酬及び費用弁償を見直すため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 1 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1 0 2 2	浦山団地線	北多久町大字小侍 287 番 46 地先
		北多久町大字小侍 301 番 1 地先

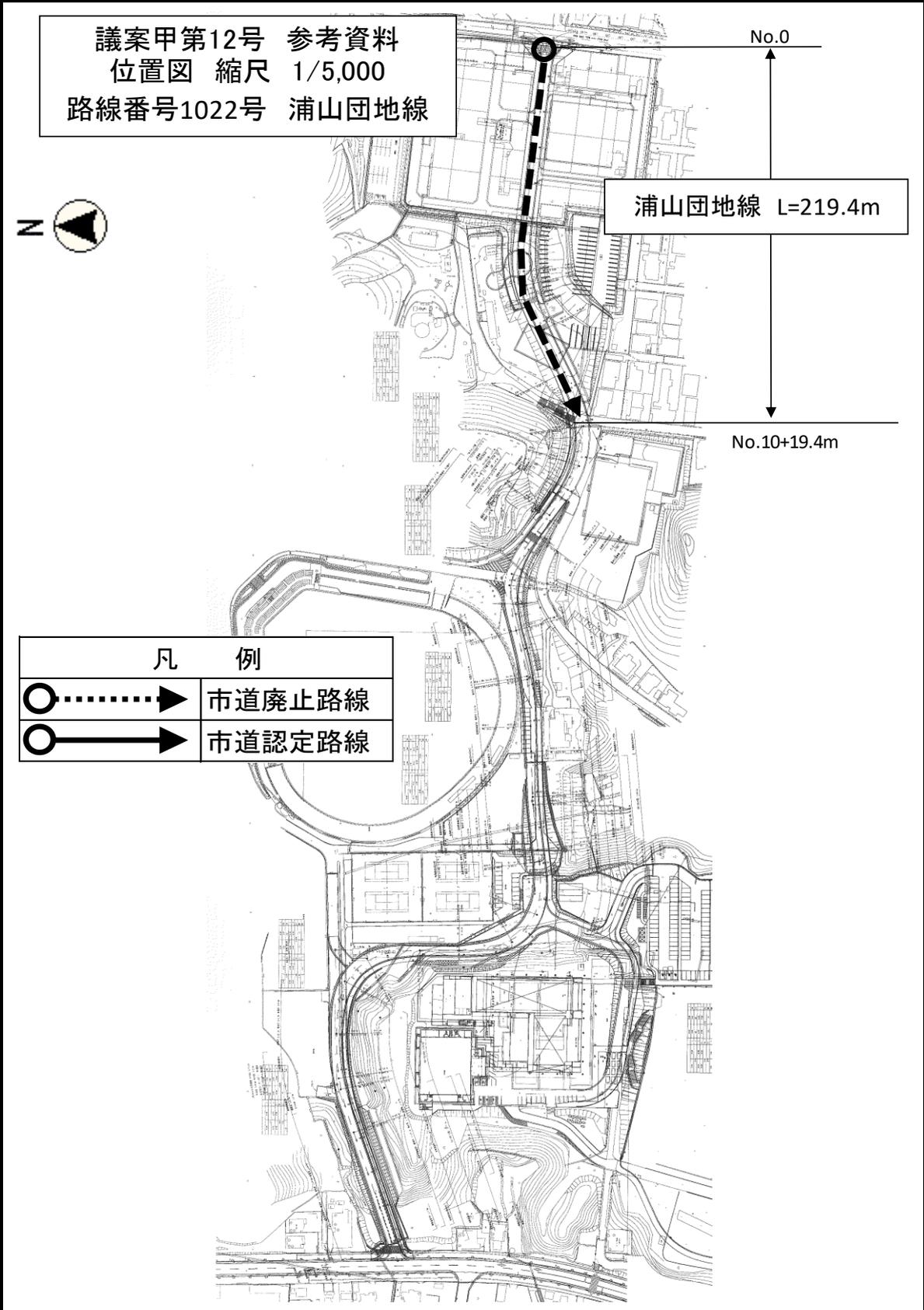
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

市道路線の見直しにより、1 路線を廃止する必要があるため、この案を提案する。



議案甲第13号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1022	国スポ道路線	北多久町大字小侍 287 番 46 地先
		北多久町大字小侍 286 番 24 地先

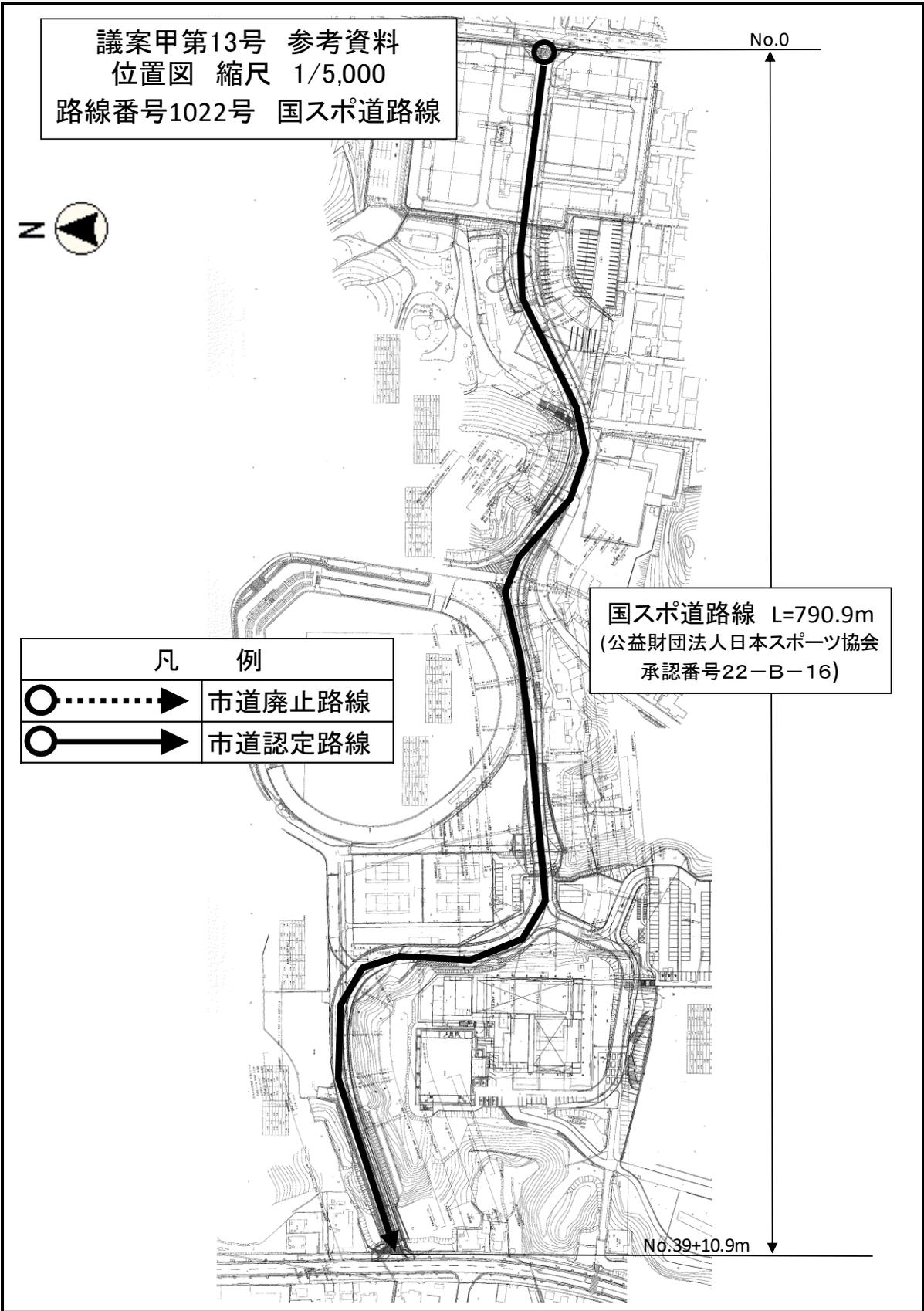
上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

新規1路線を認定する必要があるため、この案を提案する。



報告第2号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

専決第1号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年2月21日

多久市長 横 尾 俊 彦

事故の内容	T字路交差点において、突き当たりから右折する際、左から右に直進していた車両に接触し、相手方車両の右側後方が破損した。
事故発生年月日	令和4年11月14日
損害賠償の相手方	多久市外在住者
損害賠償の額	159,343円（物件損害） 81,012円（人的損害）